

重点提案・要望書

長野県町村議会議長会

重点提案・要望書

町村は、長い歴史の中で育まれた独自の文化に加え、自然や国土など地域を守りながら、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活を支える重要な役割を果たすとともに、活力ある地域を次代に継承していくことが課せられてきました。

「地方創生」の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎え、町村では住民と一体となった主体的な取組や、地方移住への関心の高まりが見られてきたものの、東京への過度な一極集中や少子化への対応といった点は大きな流れを変えるには至っておらず、引き続き課題とされています。

特に、我が国全体で急速に進む少子高齢化と人口減少の流れは、地域に担い手不足を招くとともに、国内外の目まぐるしい情勢の変化等は、町村の社会経済環境に深刻な影響を与えています。

町村では、高齢化が進み人口減少が避けられない中、地域産業の振興や少子化対策に努め、人口流出の抑制と積極的な移住対策など地域社会を持続可能なものとするために、独自の創意工夫を凝らし、努力を重ねてきたところです。

さらに町村議会においては、議員のなり手不足が大きな課題となっているが、その根底には、人口減少・高齢化・東京一極集中などの地方における人口問題があると考えられます。

議員のなり手不足は、住民の主権者意識を低下させるとともに、議会の存在意義を脅かし、二元代表制の趣旨を損なう危険性だけでなく、地方自治の弱体化、都道府県、国の危機にも繋がるものです。

二元代表制の一翼を担う町村議会は、住民の意見を代表し、住民の負託に応えるべく、その役割を果たすよう懸命に努めており、今後も全力を尽くす決意です。

町村議会が将来に亘りその機能を十分に発揮するためには、議会の自主性を更に高め、これまで以上に多様な民意の反映と集約が可能な議会を構築するとともに、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村議會議長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

令和6年11月26日

長野県町村議會議長会

会長 下出謙介

重点提案・要望項目

1	議会への多様な人材参画	1
2	議会の機能強化	3
3	災害に備えた公共事業の推進	4
4	人口減少対策の推進	5
5	地域公共交通対策の推進	6
6	医療・福祉人材の確保	7
7	国民健康保険及び介護保険制度の安定運営の確保	9
8	地域経済活性化対策の推進	10
9	産業振興対策の推進	11
10	道路等交通網の整備促進	14
11	河川・砂防施設の整備促進	15

1 議会への多様な人材参画

＜提案・要望内容＞

- 1 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与えることを踏まえ、町村議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。
また、町村及び都道府県に対しても、町村議會議員のなり手不足対策を行うよう助言するとともに、これらの取組に対する支援を行うこと。
- 2 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との均衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
さらに、低額である町村議会の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 3 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。
- 4 若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。
- 5 地方自治法の改正により地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材参画を促すため、主権者教育を一層推進し、更なる地方議会の啓発を行うこと。
- 6 「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、デジタル化音声認識システムを使用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継などデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。
また、本会議における「オンライン」の出席については、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めること。

＜現況・課題＞

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動しています。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化しています。

全国町村議会議長会では、令和5年の統一地方選挙において、町村議会議員のなり手不足が深刻化したことを受け、「町村議会議員のなり手不足対策検討会」を設置し、有識者等による検討を行い、令和6年3月に報告書がとりまとめられました。

この報告書では、議員のなり手不足は、町村議会だけでなく、町村全体、都道府県・国にも及ぶ問題

であることから、議会における取組に加え、町村長や都道府県など様々な主体と協働して対策を講じる必要があるとまとめています。

町村議会の構成（令和5年7月1日現在）は、男性が86.7%を占め、女性の割合が依然として低く、住民の構成と比較して多様性を欠いており、女性議員を増やすことが、多様性の確保とともに、なり手不足解消の決め手の一つになると考えられています。

町村議会の議員報酬月額は、これだけでは生計を維持できないほどの低水準となっており、このことが議員のなり手不足の要因の一つに挙げられています。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各町村議会において住民への説明責任を果たしながら自主的に決定する必要がありますが、抜本的な改善のためには、町村に対する財政措置の充実等、国において議員報酬を引き上げやすくするための環境整備を図る必要があります。

住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は、現在格段に重くなっています。地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

このような中、若者や女性、会社員など志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことが求められています。立候補休暇の法制化や、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族の心配を軽減し議員に立候補するための環境の改善につながることが期待されます。

2 議会の機能強化

＜提案・要望内容＞

- 1 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきであり、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- 2 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めること。
- 3 議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村議会事務局を必置制とするとともに、事務局体制強化のため、議会費に対する財政措置を充実強化すること。
- 4 地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

＜現況・課題＞

平成 18 年の地方自治法（以下「法」）改正により、議会運営委員会の議決を経て議長が長に対し臨時会の招集を請求できることとなり（法 101 条 2 項）、また、平成 24 年の同法の改正により、議長からの招集請求に対して長が臨時会を招集しないときは、議長が招集することができることとなり（同条 5 項）、議員からの招集請求に対して長が臨時会を招集しないときは、議長は招集しなければならないこととなりましたが（同条 6 項）、あくまで条件付きです。

地方公共団体の同じ住民から選ばれた、議会と長という二元代表制でありながら、議会が活動するためには長の招集がなければならず、議会の自律性の観点からも権能が制限されています。

議長に招集権を付与することにより、議会が自ら必要と判断する時期に機動的に活動ができます。

また、地方公共団体の行政運営において、議会と長が異なる立場をとっている場合に、執行の責任者である長に対して、議決の効力を停止し、議会に再考を求める権限を与えるのが一般再議制度（法 176 条 1 項）ですが、これは議会の議決が執行上一定の効果を生ずるため、そのような効果が生ずることへの対抗手段として、これまで条例及び予算に限って長に認められていました。

議会が同一の議決を行うためには 3 分の 2 以上の多数が必要でしたが、平成 24 年の法改正により、一般再議の対象が総合計画など条例・予算以外の議決事件まで拡大し、これらは再議決要件が過半数とされました。

しかしながら、条例・予算については未だ再議決には 3 分の 2 以上の多数が必要です。これを過半数とすることで、執行と議決の均衡が保たれることが期待されます。

町村の議会事務局は、「条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。」（法 138 条 2 項）と規定されており、必置ではありません。

また、地方公共団体の職員については原則として長が人事権を持っており、財政状況や長の政策により議会事務局職員数にも影響があります。

このため、議会事務局は執行部から独立した機関であることを法に規定することで、議会事務局が中立公正の立場で議会活動を支えることが可能となります。

3 災害に備えた公共事業の推進

＜提案・要望内容＞

- 1 頻発・激甚化している大規模災害や複合災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進するとともに、防災・減災の観点から、緊急輸送路や高速道路網、橋梁、上下水道、利水施設等の整備を促進し、国土強靭化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。
さらに、国土強靭化基本法を踏まえ、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靭化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。
また、災害が発生した際には、被災町村の一日も早い復旧に向け、迅速に人的支援や災害査定等を実施すること。
- 2 近年頻発する河川の氾濫による浸水被害等を防止するためにも、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、「緊急浚渫推進事業」は、事業期間の延長を図ること。
- 3 「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」は、迅速かつ効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡大するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

＜現況・課題＞

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害が発生しやすい国土であります。近年は大規模な自然災害が頻発・激甚化しており、その被害を最小限に食い止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務です。

今後、起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、地域の防災・減災の公共事業が、柔軟かつ確実に取り組めるように、更なる財政支援が必要です。

また、国土強靭化基本計画に位置付けられた防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化計画については、頻発・激甚化する災害に対応するため、十分な財源確保が必要です。

4 人口減少対策の推進

＜提案・要望内容＞

- 1 少子化対策を着実に推進し、若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充に加え、不妊治療支援の拡充、雇用の安定など、切れ目のない支援を推進するとともに、地方の取組に必要な財政支援の充実を図ること。
また、自治体の財政力によってこども・子育て支援策に地域間格差が生じないよう、学校給食費無償化などの支援策を国において実施すること。
- 2 東京一極集中を是正することは、国土の災害対応の強化、エネルギーの効率的利用、感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転や企業の本社機能の地方への移転等をさらに積極的に支援すること。
- 3 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環の促進により地域の活性化が図られるよう町村を積極的に支援すること。
さらに、地域の活性化を図るため、定住につながる受け入れ体制構築の支援を充実すること。

＜現況・課題＞

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯人数の減少や地域社会の活力の低下、生産年齢人口や労働力人口の減少等から、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障に対する現役世代の負担の増大が懸念されています。

人口減少を克服するためには、大都市圏の一極集中を是正し、地方への人口還流を促進するなど、国が主導する政策展開と、地方の受け入れ体制の充実が必要不可欠であるとともに、少子化対策を着実に推進し、結婚、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援施策の充実をはじめ、雇用の安定など、地方の取組に対する財政支援を充実させることができます。

このため、国は令和5年12月に「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を閣議決定し「加速化プラン」等による取組を進めるとともに、県においても現在設立に向けて意見交換を進めている「人口減少対策を進めるための県民会議」において「長野県 少子化・人口減少対策戦略」を決定し、全県的に取組を進めていくこととされています。

5 地域公共交通対策の推進

＜提案・要望内容＞

1 地域公共交通対策の充実

(1) 路線バスや地域鉄道等は、地域住民の通院・通学・通勤などの日常生活に必要不可欠な移動手段であるが、交通事業者の経営状況は極めて厳しい状況にあることから、車両更新等設備投資に係る支援制度など地域の路線を維持するための補助経費や利用促進・活用を維持する取組に対し、十分な予算額を確保すること。

また、タクシーの運転手不足による夜間運行休止をはじめとした交通事業者的人材不足を解消するため、多様な人材が働きやすい環境の整備や、人材確保のための支援の充実を図ること。

(2) 鉄道は、沿線自治体のみならず、広域にわたる公共交通であるとともに、観光など地域振興にも寄与する公共性の高い社会インフラであり、路線の維持に向けた取組は、町村個々の対応や沿線自治体の連携だけでは限界があることから、国・県も積極的に関与するとともに、財政的支援を充実すること。

また、地域の実情を踏まえる中で、生活・観光拠点間における便数の増加や特急の停車など、鉄道の利便性向上を図るよう、JRなど鉄道会社等に対し更に働きかけること。

(3) 運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するためには、地域公共交通の維持・確保が不可欠であることから、地域の実情に応じた財政支援等、必要な対策を講じること。

なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

2 地域広域・幹線バス路線の確保

地域交通の確保のための「地域公共交通確保維持改善事業」については、広域・幹線バス路線の補助金減額措置の撤廃及び地域内バス路線の補助上限額を廃止するなど制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること。

＜現況・課題＞

超高齢化社会を迎えるにあたり、地域公共交通の果たすべき役割は大きいにもかかわらず、利用者は減少しており、地域公共交通を確保・維持するため、町村は財政負担を強いられています。

また、運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進していくためにも、特に中山間地域における地域公共交通の維持・確保は不可欠です。

町村では、地域内バス路線の確保・維持のため、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し運行欠損費の1／2が補助されることになっていますが、乗車密度や上限額設定による減額措置が行われ、補助額が十分とは言えない状況にあります。

6 医療・福祉人材の確保

<提案・要望内容>

1 医師の確保

地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、医師と地域をマッチングするための相談窓口の充実や地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

2 保健師等の確保

保健師、看護師、管理栄養士等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進し、地域偏在の解消と地域への定着を実現すること。

3 介護人材の確保

「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、外国人介護人材を含めた介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

4 障がい児（者）の支援人材の確保

発達障がい児（者）の早期診断による、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障がいの疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の養成・確保や相談・支援体制の更なる充実を図ること。

5 保育人材の確保

質の高い保育を提供するため、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保対策に取り組むこと。

6 児童福祉人材の確保

児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉司や児童心理司等の専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

<現況・課題>

新型コロナウイルスの今後の感染状況によっては、ワクチン接種をはじめとした感染症に対する適切な支援が引き続き必要です。また、高齢化の進展、疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、町村等の地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しています。このため、長野県内のみでは医師を賄うことができず、地域医療を維持するために、東京・名古屋方面と連携を図って医師の確保に取り組んでいる状況です。

特に産婦人科については、分娩の取扱いが休止となる医療機関が続出するなど、地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっており、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要です。

さらに、地域で安心して出産ができるためには、産婦人科医だけでなく麻酔科医も確保していく必要があります。

保健師、看護師、管理栄養士等の医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況です。また、小規模町村においては、保健師等の人材確保が困難になってきています。

については、国において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要です。

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

令和4年現在の県内の介護職員数は3.8万人で、国の推計によると、2040年には4.9万人の需要が想定され、人材不足の深刻化が見込まれています。既に人手不足により、介護施設の稼働率を100%にできない地域も顕在化しており、外国人介護人材を含めた介護人材の養成体制確立に国を挙げて取り組み、人材確保を図る必要があります。

超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないよう、国において所要の措置を講じる必要があります。人材不足の訪問介護サービスでは、資格要件を緩和し、生活援助の担い手を拡大することで、現場の負担は軽減されます。

発達障がいのある子どもは年々増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援が求められています。しかしながら、発達障がいの専門的知識を有する者が不足する町村にあっては、発達障がい児に対する療育支援や保護者等に対する相談支援体制が整わないなどの課題があります。支援体制強化のための財政措置、人材確保等や相談支援体制の充実など、更なる拡充が必要です。

質の高い保育の提供のため、人材確保対策が必要不可欠です。

また、近年、核家族化が進み、病児・病後児保育の需要が高まっています。小規模町村においては、病児・病後児保育の実施にあたり、人員配置のための人材と財政の確保が課題となっています。安心した子育て環境を提供するには、地域差のない病児・病後児保育の整備が求められています。

長野県は5つ（中央、佐久、諏訪、松本、飯田）の児童相談所で全県を分担しているため、広範囲の市町村を担当する児童相談所職員は、移動に多くの時間を要し、児童相談所の不在時間が長くなります。虐待対応は回数と時間を要するため、職員の負担が大きく、児童虐待等の相談件数が年々増加していることも踏まえ、適切な児童相談所の設置が求められています。

7 国民健康保険及び介護保険制度の安定運営の確保

<提案・要望内容>

1 国民健康保険制度の安定運営の確保

- (1) 今後の医療費の変動や加入者の動向を踏まえ、地域の実情に応じた財政支援を講じる等、安定的な運営基盤の強化を図ること。
- (2) 高齢化による医療費総額の増加に対応するため、国庫負担金割合の引き上げを行うなど更なる財政基盤の強化を図ること。
- (3) 国保総合システムの開発に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

2 介護保険制度の円滑な実施

高齢化による被保険者の増加に伴い、サービス利用者が大きく増加する中、介護保険制度を安定的に運営するため、国庫負担金割合の引き上げを行う等、財政基盤の強化を図ること。

<現況・課題>

平成30年度から国民健康保険制度の財政運営の主体が都道府県となり、新たな制度が施行されています。本県においては、今後も高齢化がより進むことによる医療費の増額や保険料負担増が免れない状況であることから、国による財政基盤の強化が不可欠となっています。

国保中央会が進めている国保総合システムの次期開発にあたり、国が求めている社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムとの整合性や、システムの最適化などを実現するためには、積立により準備してきた財源を大幅に上回る費用が必要で、多額の財源不足が生じ、保険者や被保険者の負担でまかぬことは現実的ではありません。

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

8 地域経済活性化対策の推進

<提案・要望内容>

1 地域経済の再生・回復に向けた取組の強化

- (1) 国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や円安に伴う原油や物価の高騰、後継者対策、物流問題等によって、地域経済は一層疲弊し深刻な状況が続いていることから、実情に応じた支援策を展開し、地域経済の回復まで切れ目のない対策を講じること。
- (2) 2050 年のゼロカーボン実現に向けては、地産地消型（水力・地熱・バイオマス・太陽光等）のエネルギー系統の構築や、次世代蓄電池をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を推進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。

2 産業人材の確保

- (1) 地方で就労し自立した生活を送りたい方と、人材を求める地方との連携や、就業面を中心とした相談支援等を行う取組を推進すること。
また、地域でスキルアップや起業を目指す方を対象とした支援を強化すること。
- (2) 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策に盛り込まれた施策を推進し、共生社会の実現を図ること。
また、技能実習の新制度として創設される「育成就労制度」の制度設計に当たっては、地域が必要とする分野において外国人材が活用できるよう検討するとともに、外国人労働者の適切な労働条件の確保と安全管理等を徹底すること。

<現況・課題>

国においては、ポストコロナの下、経済が緩やかに回復しているとされていますが、国際情勢の緊迫化や円安に伴う原油・原材料や物価の高騰、後継者対策や物流問題等により地域経済は疲弊し深刻な状況が続いています。複数の要因が重なる深刻な状況において、地域経済を支える事業者等に対する事業継続や事業再構築等の支援の実施が必要です。

地域脱炭素は、2050 年カーボンニュートラル目標達成のために必要不可欠であるとともに脱炭素を経済成長と結び付け、地域の強みをいかした課題解決や魅力と質向上に繋げる機会とするため、脱炭素先行地域をはじめとして、多くの町村のグリーン（脱炭素）化施策を推進する必要があります。

長野県では、大学進学や就職を契機とした県外への転出が多く、さらに、UIJ ターンする際の雇用の受け皿が少ないため、人材が大都市に流出しています。

一方で、コロナ禍を受け、都市部の過密リスクが認識され、テレワーク等による多様な働き方の増加もあり、地方回帰の機運が高まっています。これを好機として、地方への新たな人の流れを創出するため、移住人材と事業者の双方が活用しやすい仕組みづくりを進めることが重要です。

日本で就労する外国人は、令和 5 年 10 月末時点で約 200 万人と過去最高を記録しています。外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があります。

9 産業振興対策の推進

<提案・要望内容>

1 農業・農村施策の推進

- (1) 農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃料、資材、飼料、肥料等の価格の急激な高騰により農業者の収益が低下していることから、生産コストの上昇に対する支援、調達先の確保など生産コストの低減に向けて適切な対策を講じること。
- また、コスト上昇分を農産物の販売価格に反映させるなど、適正な価格形成について国民理解を深めるために、生産者と消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡充や国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、年齢制限等の交付要件の緩和に加え、交付額を拡充し、所要額を十分確保すること。
- また、一層活用しやすい制度の運用を行うこと。
- (3) 水田活用の直接支払交付金等については、生産現場の課題等を把握し十分に検討した上で、実態に即した運用を図るとともに、所要額を確保すること。
- また、畠地化促進助成については、畠地化転換後においても安定的な経営ができるよう支援を継続するとともに所要額を確実に確保すること。
- (4) 農業農村整備事業は、農業の持続等に不可欠であるため、必要な予算を確保すること。特に、農業用水利施設は老朽化による機能低下や大雨等による災害の発生も懸念されるため、改修等に係る財政支援の拡充を図ること。
- また、町村の技術者不足が大きな課題となっているため、技術者の確保及び継続的な技術支援を図ること。

2 森林・林業対策の推進

- (1) 森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧等を図るため、主伐、再造林による適切な更新を促進するとともに、間伐、路網整備等に必要な森林整備事業予算の拡充を図ること。
- また、森林整備は傾斜による違いなどで労働生産性が大きく異なるため、自然条件や社会的条件が不利な地域でも事業が実施できるよう、地域の実情に合わせた支援の強化を図るとともに、林業事業体への支援及び活用を強化すること。
- (2) 林業の担い手確保のための支援や、労働安全衛生対策の支援を強化し、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講ずること。
- また、スマート林業を推進するため、低廉な機器の開発及び普及を進めるとともに、一層活用しやすい環境を整備すること。

(3) 国産木材の利用を推進するため、公共・公用施設への利用に対する財政支援を拡充するほか、企業等民間における利用についても促進させること。

また、地域循環型社会の形成のため、木質バイオマス活用の促進に係る財政支援を拡充すること。

3 観光振興対策の推進

(1) 地域への経済波及効果の高い観光産業の立て直しに向けて、インバウンド等の多様な旅行需要に対応できる受入環境を整備するとともに、国内外に対する誘客の強化を図ること。

また、回復する旅行需要を取り込むための観光人材確保への支援を充実させること。

(2) 観光需要の変化に対応した観光地域づくりなど、町村の特色ある地域資源を生かした観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図るとともに、山岳高原等において情報通信格差が生じることが無いよう、通信基盤の整備を促進すること。

また、自然環境の保全や、地域文化財の保全及び観光事業への活用を図るための施策に対する財政支援を図ること。

(3) 自治体所有のスキー場の環境整備を進めるため、観光その他の事業債に対する交付税措置や幅広い事業者が活用できる補助制度の拡充・創設など地方財政措置の充実を図るとともに、投資を促進するための施策を実施すること。

また、冬の観光産業を支えてきた地域のスキー場が、インバウンドも含めたスノーリゾートとして対応できるよう、老朽化した索道施設等の維持管理及び更新や誘客促進のための情報発信など、事業継続や活性化に向けた取組に対する支援を推進すること。

＜現況・課題＞

原油価格の値上げ、円安、国際情勢等による農業資材や燃料等の価格の高騰、異常気象や輸入の影響等による作物価格の低落により、事業継続が困難となる農家に向けた継続的な支援が必要です。

また、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等により、農業は危機的状況にあります。新規就農者の就農後の定着促進を図るとともに、担い手の育成や後継者確保のための環境整備にかかる支援制度の充実など積極的な施策が求められています。

農業が今後も持続的に営まれ、安全・安心な食料の安定供給と食料自給率の向上に資するよう、農地や老朽化した農業水利施設をはじめ、農村の基盤整備を継続的に行っていく必要があります。

山林の荒廃を食い止め、森林資源の活用による地域産業の活性化を図るうえで、森林整備は喫緊の課題となっています。

主に、森林組合をはじめとした事業体が、森林整備を実施していますが、補助事業の事業単価が低いため、林業が産業として成り立ちにくくなっています。そのため、補助事業の事業単価を実態に応じた価額に引上げるとともに、急傾斜地等、自然条件や社会的条件が不利な地域においても事業が継続できるよう積極的な支援が必要です。

また、林業従事者は減少傾向で推移しており、既就労者も高齢化が進んでいます。一方、環境問題への関心や自然志向の高まりを背景にして、若年層の林業への関心が深くなってきており、新規就業者を定着させていくためには、賃金を引上げるとともに、安全で働きやすく魅力ある職場づくりなど、林業

における働き方改革を行っていくことも重要です。加えて ICT 等の先端技術も積極的に活用し、持続可能な森林整備の体制を構築することが必要です。

コロナ禍を乗り越え、地域経済を再び発展の軌道に乗せていくためには、成長戦略の柱である観光産業が重要です。そのため、観光産業復活に向けて、地域独自の観光資源を活用した観光サービスの高付加価値化が必要不可欠であるため、地域の特色ある取組に対する支援を充実させることが望まれます。

また、長野県は優れたスノーリゾートとして発展してきましたが、近年、趣向の多様化、若年層の減少などにより県内のスキー産業は低迷が続いております。加えて、近年の雪不足や新型コロナウイルス感染症の影響により、スキー産業は更なる打撃を受けております。

このような中、今後もスノーリゾートとしての長野県の魅力を向上させていくため、スキー場を抱える地域を支援する必要があります。

10 道路等交通網の整備促進

<提案・要望内容>

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- (2) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 国道18・19・20・153・158号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機等についても地域の要望に応じた設置を促進すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進や安全確保を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要額を確保すること。また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための緊急輸送路の整備や、災害時の代替ルート確保などに対して、必要な財源を確保し継続的な支援を行うこと。
- (6) 重要物流道路及びその代替・補完路の指定に当たっては、地域の意見を十分に反映すること。また、指定された該当道路の機能強化及び整備促進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- (7) 能登半島地震を教訓として、災害・事故発生時の幹線交通網及び集落が点在する地域への生活道路等の早期復旧や、アクセスの改善に対して万全な対策を講じること。

<現況・課題>

道路は、産業の発展や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設に当たっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

11 河川・砂防施設の整備促進

＜提案・要望内容＞

- 1 治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめ、護岸の整備や堆積土砂の撤去、樹木伐採等の流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 地方の意見や実績を十分踏まえ、上下流、左右岸のバランスを考慮しながら、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 3 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への更なる財政支援等の拡充を図ること。
- 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策等を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- 5 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。

＜現況・課題＞

長野県は、千曲川、木曽川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るために、河川整備は緊急の課題です。また、河川内に自生する雑木の伐採等の維持管理についても、防災上や景観上の観点から伐採等の適切な管理が求められています。

本県は急峻な地形と脆弱な地質のため、全国的に見て土砂災害危険箇所が多く分布しています。土砂災害の被害は激甚化の一途をたどっており、今後の気候変動によりさらに深刻化することが危惧されているため、土砂災害防止施設の強力な整備促進が求められています。